

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 後期高齢者医療制度加入者の高額療養費の自己負担限度額が変わります

現役並み（3割負担）の人の所得区分が細分化され、限度額が引き上げられます。

#### 〈8月診療分からの自己負担限度額〉

区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み	現役Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 〔多数回該当：140,100円〕	
	現役Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 〔多数回該当：93,000円〕	
	現役Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 〔多数回該当：44,400円〕	
一般		18,000円 〔年間限度額144,000円〕	57,600円 〔多数回該当：44,400円〕

※「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」は変更ありません

#### 限度額適用認定証について

8月以降、ひと月に一つの医療機関での支払いが高額になる可能性がある人は、健康課で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。医療機関で「限度額適用認定証」が提示されない場合、支払額が高額になる場合があります。ただし、上限額を超えて支払われた額は、後日、払い戻すよう申請することができます。

#### 限度額適用・標準負担減額認定証の更新について

平成29年度限度額適用・標準負担減額認定証を持っている人で、平成30年度も住民税が非課税の世帯に属する人は申請の必要はありません。ただし、新たに取得する場合は、申請が必要です。

##### 【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの
- ・本人または世帯員が平成30年1月1日に市内に在住していない場合、その人の平成30年度の非課税証明書または平成30年度住民税・課税所得証明書

### 高額医療・高額介護合算療養費制度の自己負担限度額が変わります

#### 〈8月診療分からの自己負担限度額〉

区分	自己負担限度額（年額）
現役並み	
現役Ⅲ（課税所得690万円以上）	212万円
現役Ⅱ（課税所得380万円以上）	141万円
現役Ⅰ（課税所得145万円以上）	67万円

※「一般」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」は変更ありません

毎年8月1日から翌7月31日までの1年間に、後期高齢者医療保険料と介護保険の両方で自己負担額がある世帯のうち、自己負担の合算額から左表の自己負担限度額を差し引いた金額が501円以上となった場合、限度額を超えた部分が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

該当者は1年ごとに申請が必要です。平成29年度（平成29年8月1日～平成30年7月31日）の対象者には、申請書を平成31年1月ごろに発送予定です。

### 後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証の有効期限は7月31日（火）までです。8月から使用する被保険者証は、県後期高齢者医療広域連合から7月中旬以降に、『特定記録郵便』（黄色の封筒）で送付します。7月下旬を過ぎても届かない場合は、健康課までお問い合わせください。

また、有効期限が切れた被保険者証は、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。



## 国民健康保険のお知らせ

### 国民健康保険加入者（70歳以上75歳未満）の高額療養費の自己負担限度額が変わります

現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」が必要になります。

#### 〈8月診療分からの自己負担限度額〉

所得区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得	現役Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 〔多数回該当：140,100円〕	
	現役Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 〔多数回該当：93,000円〕	
	現役Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 〔多数回該当：44,400円〕	
一般		18,000円 〔年間限度額144,000円〕	57,600円 〔多数回該当：44,400円〕

※「低所得者Ⅰ」「低所得者Ⅱ」は変更ありません

#### 限度額適用・標準負担減額認定証の更新について

国民健康保険は更新の申請が必要です。現在の認定証の有効期限は7月31日（火）です。自動更新ではありませんので、必要な人は健康課または各支所で申請してください。

##### 【申請に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・マイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの

## ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者等医療費の 受給資格者証更新のお知らせ

### 該当者には新しい受給資格者証を送付します

現在の受給資格者証の有効期限は7月31日（火）です。受給資格の要件に所得制限がありますので、前年の所得を審査し、該当する人には7月末までに新しい受給資格者証を送付します。更新手続きが必要な人には、個別に書類を送付しますので、健康課または各支所で手続きをしてください。また、有効期限の切れた受給資格者証は、健康課または各支所へお返しください。

### 加入している健康保険が変わったら

受給資格者証の変更届が必要です。新しい健康保険証、受給資格者証、印鑑をお持ちのうえ、健康課または各支所で手続きをしてください。